

# 串間市国民保護計画

串 間 市

【令和4年12月改定版】



# 目 次

<b>第1編 総 論</b>	1
<b>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 用語の意義	2
3 市国民保護計画の構成	3
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	4
5 串間市地域防災計画との整合性の確保	4
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	5
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	7
1 市	8
2 県	8
3 指定地方行政機関	9
4 自衛隊	11
5 指定公共機関及び指定地方公共機関	12
6 公共的団体との協力	13
<b>第4章 市の地理的、社会的特徴</b>	14
<b>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</b>	16
1 国民保護法の対象となる事態	16
2 武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型	16
3 留意事項	18
<b>第2編 平素からの備えや予防</b>	19
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	19
<b>第1 市における組織・体制の整備</b>	19
1 市の各課等における平素の業務	19
2 市職員の収集基準等	19
3 消防機関の体制	21
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	21
<b>第2 関係機関との連携体制の整備</b>	22
1 基本的考え方	22
2 県との連携	23
3 他の市町村との連携	23
4 指定公共機関等との連携	24
5 ボランティア団体等に対する支援	24
<b>第3 通信の確保</b>	25
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>	25

1	基本的考え方	25
2	警報等の伝達に必要な準備	26
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	27
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	28
<b>第5 研修及び訓練</b>		<b>29</b>
1	研修	29
2	訓練	29
<b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>		<b>31</b>
1	避難に関する基本的事項	31
2	避難実施要領のパターンの作成	32
3	救援に関する基本的事項	32
4	輸送体制の整備等	32
5	避難施設の指定への協力	32
6	生活関連等施設の把握等	33
<b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b>		<b>34</b>
1	市における備蓄	34
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	34
<b>第4章 国民保護に関する啓発</b>		<b>36</b>
1	国民保護措置に関する啓発	36
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	36
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>		<b>37</b>
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>		<b>37</b>
1	情報連絡本部、警戒本部の設置及び初動措置	37
<b>第2章 市対策本部の設置等</b>		<b>40</b>
1	市対策本部の設置	40
2	通信の確保	48
<b>第3章 関係機関相互の連携</b>		<b>49</b>
1	国・県の対策本部との連携	49
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	49
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	50
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	50
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	51
6	市の行う応援等	51
7	ボランティア団体等に対する支援等	52
8	住民への協力要請	52
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>		<b>53</b>
<b>第1 警報の伝達等</b>		<b>53</b>
1	警報の内容の伝達等	53
2	警報の内容の伝達方法	54

3 緊急通報の伝達及び通知	55
<b>第2章 避難住民の誘導等</b>	55
1 避難の指示の通知・伝達	55
2 避難実施要領の策定	56
3 避難住民の誘導	58
4 武力攻撃事態4類型ごとの避難の留意事項	61
<b>第5章 救援</b>	63
1 救援の実施	63
2 関係機関との連携	63
3 救援の内容	64
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>	65
1 安否情報の収集	65
2 県に対する報告	66
3 安否情報の照会に対する回答	66
4 日本赤十字社に対する協力	67
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>	68
<b>第1章 武力攻撃災害への対処</b>	68
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	68
2 武力攻撃災害の兆候の通報	68
<b>第2章 応急措置等</b>	69
1 退避の指示	69
2 警戒区域の設定	70
3 応急公用負担等	70
4 消防に関する措置等	71
<b>第3章 生活関連等施設における災害への対処等</b>	73
1 生活関連等施設の安全確保	73
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	73
<b>第4章 N B C攻撃による災害への対処等</b>	74
1 N B C攻撃による災害への対処	74
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	77
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	78
1 保健衛生の確保	78
2 廃棄物の処理	79
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b>	80
1 生活関連物資等の価格安定	80
2 避難住民等の生活安定等	80
3 生活基盤等の確保	80
<b>第11章 特殊標章等の交付及び管理</b>	81

<b>第4編　復旧等</b>	83
<b>第1章　応急の復旧</b>	83
1　基本的考え方	83
2　公共的施設の応急の復旧	83
<b>第2章　武力攻撃災害の復旧</b>	84
<b>第3章　国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	85
1　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	85
2　損失補償及び損害補償	85
3　総合調整及び指示に係る損失の補てん	85
<b>第5編　緊急対処事態への対処</b>	86
1　緊急対処事態	86
2　緊急対処事態における警報の通知及び伝達	86